

(管理栄養士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、調理師)

③ 専修学校

学科ごとに、1年間にわたり800時間以上とすること。(専修学校設置基準)

④ 各種学校

修業期間が1年以上の場合には、1年間にわたり680時間以上とすること。(各種学校設置基準)

(第3-1 授業時間数の「標準」の取扱い)

教 科 課 目

課 目	時 間	内 容
必修課目	1,400時間	
関係法規・制度	30時間	衛生行政、理容師法（理容）、美容師法（美容）、その他の関係法規
衛生管理	90時間	公衆衛生概説、感染症、環境衛生、衛生管理技術
保健	120時間	人体の構造及び機能、皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能、皮膚及び付属器官の保健衛生、皮膚及び付属器官の疾患
物理・化学	90時間	物理、化粧品化学
文化論	90時間	文化史、デザイン、服飾
技術理論	120時間	器具の取扱い、基礎技術、頭部技術、顔面技術（理容）、特殊技術、和装技術（美容）、
運営管理	60時間	経営戦略、経営管理、労務管理、接客法
実習	800時間	器具の取扱実習、基礎技術実習、頭部技術実習、顔面技術実習（理容）、特殊技術実習、和装技術実習（美容）、総合実習
選択必修課目	600時間	
一般教養課目	1科目15時間以上	（課目の例）日本語、外国語、保健体育、情報技術、社会福祉、芸術、日本文化 等
専門教育科目	1科目60時間以上	（課目の例）エステティック技術、カウンセリング、食品保健・栄養理論、モード理論、総合技術 等
合 計	2,000時間	

2 単位制の導入について

授業時間数について、単位制を導入してはどうか。

【現行制度】

① 必修科目

授業の1単位時間は50分を標準とし、教科科目の特質等に応じて、実施形態を工夫することができる。ただし、実習の授業時間については、原則として、1回当たり2単位時間を配当するものとする。

② 選択必修科目

選択必修科目の授業時間等を単位に換算する場合には、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって単位数に換算するものとする。

a 講義及び演習については、15時間から45時間までの範囲で養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

b 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

c 授業の1単位時間は、50分を標準とし、教科科目の特質等に応じて、授業の形態を工夫することができる。

③ 通信課程

通信課程を設ける養成施設においては、選択必修科目について、合計600時間（授業時間等を単位に換算する場合には、20単位）の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、各教科科目の内容等に応じて適切な添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を定めるものとする。（平成10年通知）

【ポイント】

規定されている授業時間数自体を単位で整理する必要があるか。

【検討の方向】

現在の規定においても、教科科目の特質等に応じて実施形態を工夫した上で、養成施設が単位を定められるが、単位制を導入する方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 他資格制度

ア 単位制で実施しているもの

（管理栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、視能訓練士、理学療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、保健師、助産師、看護師、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、救急救命士、）

イ 時間数で実施しているもの

（調理師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士）

② 専修学校

ア 専修学校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数に換算するものとする。

（ア）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもって1単位とする。

（イ）実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもって1単位とすることができる。

イ 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

3 養成施設内で行う実習について

(1) モデルの範囲について

養成施設内で行う理容・美容実習(実務実習を除く。)のモデルは、昭和31年通知により、その対象を生活保護法又は社会福祉事業法の適用を受ける生計困難者等としているが、現状を踏まえ、廃止する必要があるのではないか。

併せて、生計困難者以外の者を対象とした場合のモデルの範囲(モデルウィッグ、生徒間の相モデル、友人、家族又は第三者等)を明確にする必要があるのではないか。

【現行制度】(詳細は別紙のとおり)

- ① 外部のものを対象とする実習のモデルは、生活保護法又は社会福祉事業法の適用を受ける生計困難者等とする。(昭和30・31年通知)
- ② 実習のモデルとなる者の選定等について適当と認められるものであること。(平成10年省令)
- ③ 実習(実務実習を除く。)のモデルについては、養成教育としての実習の本旨に則り、一般営業と厳に区別が設けられるよう、その対象範囲を限定するなど、適切に取り扱うこと。(平成10年通知)

【調査の概要】[(資料2) 調査結果P17、P92]

- ① 指導状況
 - ア 「モデルウィッグ」と指導している厚生局8件(100.0%)、都道府県は16件(76.2%)
 - イ 「相モデル」と指導している厚生局8件(100.0%)、都道府県16県(76.2%)
 - ウ 「生計困難者」を対象とするよう指導している厚生局5件(62.5%)、都道府県5県(23.8%)
 - エ 「その他」としている厚生局1件(12.5%)は「親又は兄弟」
- ② 養成施設の状況
 - ア 「モデルウィッグ」323件(91.0%)、「相モデル」210件(59.2%)、「生計困難者」6件(1.7%)、「その他」34件(9.6%)
 - イ 「その他」34件の主なものは、「学生の家族・親類」、「教職員」がそれぞれ11件(32.4%)

【ポイント】

- ① 対象とする場合のモデルの範囲をどこまでとするか。
- ② 「一般営業と厳に区別が設けられるよう、その対象範囲を限定するなど、適切に取り扱うこと」を更に詳細に明示する必要があるか。

【検討の方向】

以下の方向で検討を進めてはどうか。

- ① 生計困難者等を対象とする「理容師(美容師)養成施設のモデルの取扱について(昭和31年12月19日衛環発第57号厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長通知)」は廃止する。
- ② 不特定多数の者をモデルとする等の行為を行わないよう、原則として生計困難者及び生徒間の相モデルとし、一般営業と厳に区別する旨を明確にする。

【参考】

- ① 外部のものをモデルとして取扱う場所
外来のものをモデルとして取扱う場所は、当該養成施設内に限るものとする。ただし施設に入所している者が身体的状況等により養成施設に出向くことができないう万やむを得ない事情があるときに限り例外的に、生活保護法の保護施設、身体障害者福祉法の身体障害者更生援護施設及び児童福祉法の児童福祉施設に赴いて行うことができること。(昭和31年通知)

(3-3 (1) 実習におけるモデルの範囲)

実習のモデルに関する規定 (抜すい)

理容師美容師法の一部を改正する法律等の施行について (昭和30年10月3日厚生省発衛第324号厚生省公衆衛生局長通知)

4 養成施設の指定及び運営に関する事項

- (3) 実習のモデルの範囲及びその者から徴収する料金は、養成教育としての実習の本旨に則り、一般営業と厳に区別が設けられるよう考慮を払う趣旨により改正されたものであるので、その対象については生活保護法又は社会福祉事業法の適用を受ける生計困難者等とし、その料金については実習に要する実費程度の範囲において承認を与えるようされたいこと

理容師 (美容師) 養成施設のモデルの取扱について (昭和31年12月19日衛発第 57号厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長通知)

一 実習のモデルの範囲

外部のものを対象とする実習のモデルは、生活保護法又は社会福祉事業法の適用を受ける者等とされておるがその具体的範囲は左のとおりとすること。

- 1 生活保護法にいう被保護者又は要保護者
- 2 生活保護法第38条の保護施設を利用し又は入所している者
- 3 身体障害者福祉法第5条の身体障害者更生援護施設を利用し又は入所している者
- 4 児童福祉法第7条の児童福祉施設に措置児童 (母子寮に入所する母子世帯を含む。) として利用し又は入所している者
- 5 その他社会福祉事業法の対象となる生計困難者及び世帯更生運動の対象となる生計困難者。ただし、この場合生計困難者の内容が極めて抽象的になるおそれがあるので、各都道府県においては具体的に民生委員の推せんに基づいたものを受け付けさせるとか、その他範囲を限定する適当な方法を講じさせること。

五 その他

一に掲げたような対象者が現存しないときは、モデルは生徒相互間において、あるいはその他の器材等を用いて行うようにすること。

理容師養成施設指定規則 (平成10年厚生省令第5号)・美容師養成施設指定規則 (平成10年厚生省令第8号)

(理容師養成施設の指定基準)

第4条 法第3条第3項に規定する理容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

- 一 昼間課程に係る基準
- ニ 美容実習のモデルとなる者の選定等について適当と認められるものであること。
- 二 夜間課程に係る基準
- イ 前号 (へを除く。) に該当するものであること。
- 三 通信課程に係る基準
- イ 第1号のイ、ハ (標準授業時間数に係る基準を除く。)、ニ、ト、ヨ及びタに該当するものであること。

(美容師養成施設の指定基準)

第3条 法第4条第3項に規定する理容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

- 一 昼間課程に係る基準
- ニ 美容実習のモデルとなる者の選定等について適当と認められるものであること。
- 二 夜間課程に係る基準
- イ 前号 (へを除く。) に該当するものであること。
- 三 通信課程に係る基準
- イ 第1号のイ、ハ (標準授業時間数に係る基準を除く。)、ニ、ト、ヨ及びタに該当するものであること。

理容師養成施設・美容師養成施設の指導要領について (平成10年2月3日生衛発第132・133号厚生省生活衛生局長通知)

別紙 理容師養成施設・美容師養成施設指導要領

第5 授業に関する事項

- 2 理容及び美容実習 (実務実習を除く。) のモデルについては、養成教育としての実習の本旨に則り、一般営業と厳に区別が設けられるよう、その対象範囲を限定するなど、適切に取り扱うこと。

(第3-3 (1) 実習におけるモデルの範囲)

理容実習及び美容実習の内容

	理容実習	美容実習
器具の取扱実習	<ol style="list-style-type: none"> 1 理容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法 2 用途に適した理容器具の選択方法についての理解及び実践能力 	<ol style="list-style-type: none"> 1 美容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法 2 用途に適した美容器具の選択方法についての理解及び実践能力
基礎技術実習	<ol style="list-style-type: none"> 1 理容技術を行う場合の位置、姿勢など理容技術を行う場合に必要の基本動作 2 施設の清掃、消毒など理容所の衛生管理のために必要な措置 3 器具の消毒についての重要性の認識、適正な方法での実施の習慣づけ 	<ol style="list-style-type: none"> 1 美容技術を行う場合の位置、姿勢など美容技術を行う場合に必要の基本動作 2 施設の清掃、消毒など美容所の衛生管理のために必要な措置 3 器具の消毒についての重要性の認識、適正な方法での実施の習慣づけ
頭部技術実習	<ol style="list-style-type: none"> 1 カット、シャンプー技術、頭部処置技術、アイロン技術などの基本的な頭部技術 2 使用する器具の毎回の消毒 	<ol style="list-style-type: none"> 1 スキャルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカット、パーマ・ウェービング、ヘアセッティング、マニキュア・ウェービングなどの基本的な頭部技術 2 使用する器具の毎回の消毒
顔面技術実習	<ol style="list-style-type: none"> 1 シェービング、その他の基本的な顔面処理技術 2 かみそりなどの器具の毎回の消毒 	—
特殊技術実習	美顔術、染毛技術など理容の特殊技術	ヘア・カラーリング、美顔術、化粧、マニキュア、ペディキュアなど美容の特殊技術
和装技術実習	—	日本髪、結髪技術、かつらのあわせ方、かぶせ方、着付け技術
総合実習	頭部、顔面、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた理容技術を完成させるための総合的な技術	頭部、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた美容技術を完成させるための総合的な技術

(2) モデルを使用した実習の開始時期について

養成施設内で行われるモデルを使用して行う理容・美容実習（実務実習を含む。）の時期は、入所後概ね6か月を経過してからとしているが、理容・美容技術理論の学習状況及び生徒の技術習得状況、又は、着付け等人体に影響を及ぼさないと考えられるものを考慮した上で、入所後でもモデルを使用した実習を行えるようにする必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① モデルを使用して行う理容・美容実習（実務実習を含む。）の時期は、入学後概ね6か月を経過してからとする。〈昭和31年・平成10年通知〉

【調査の概要】〔資料2〕調査結果P19、P93〕

- ① 実習の開始時期を「早める必要がある」196件（55.2%）、「早める必要はない」143件（40.3%）
- ② 「早める必要がある」196件の理由は、「実務を経験する必要がある」が34件（17.3%）
- ③ 早めたい課目は、「シャンプー」68件（36.0%）、「着付け」36件（19.0%）、「メイク」33件（17.5%）、「ネイル」30件（15.9%）
- ④ 「早める必要はない」143件の理由は、「基礎的技術を修得してから」25件（17.5%）、「理論を学んでから」19件（13.3%）

【ポイント】

- ① 入所後、速やかにモデルを使用した実習を行う必要があるか。
- ② モデルを使用する実習の開始時期を緩和した場合、その実習内容を制限する必要があるか。例えば、
 - ア 人体に影響を及ぼさないもの
 - イ 単独で行った場合、理容又は美容の業とされない「着付け」又は「ネイル」

【検討の方向】

「技術理論の学習状況及び生徒の技術習得状況を考慮した上で行う」ことを前提とし、モデルを使用した実習は6か月以降とする（現行制度のまま）方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 養成施設が外部のものをモデルとして取扱う時間等（昭和31年課長通知）
養成施設が外部のものをモデルとして取扱う時間等は、養成施設の規模にも差異のあることとして一率には定め難いから、各都道府県において、養成施設側及び業界側の意見を十分聴取の上、個々の養成施設について、取扱う時間あるいは取扱う日等の規則をさせるよう指導に当ること。

4 実務実習のあり方について

(1) 適切な実務実習時間について

現在の養成課程における理容・美容技術のみでは、理容所又は美容所において即戦力にならないとの意見もあることから、入所期間内に実践的な技術を取得させるため、理容所又は美容所で行うことができる実務実習の1年間又は1日の時間数の上限を引き上げる必要があるのではないか。

【現行制度】

実務実習は、

- ① 1日あたり2時間（実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受け入れ理容所・美容所の営業状況を勘案して、実務実習の時間が2時間を超える時間を設けることが、その学習に効果的、かつ、有益であると認められる場合は、1日あたり4時間を限度として行うことができる。）、
- ② 年間60時間（通信課程の生徒のうち理容所又は美容所の従業者である生徒に対しては20時間）

を超えない範囲で行うものとする。（平成10年通知）

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P21、P95〕

① 実施状況

ア 実務実習を「実施している」養成施設は34.6%

イ 年間時間数

(ア) 「51時間～60時間」44件 (19.2%)、「11～20時間」37件 (16.2%)、「31～40時間」31件 (13.5%)、「21～30時間」30件 (13.1%)、「1～10時間」30件 (12.1%)

(イ) 「61時間以上」が39件 (17.0%)

ウ 1日当たり時間数

(ア) 養成施設

a 「4時間」95件 (52.8%)、「2時間」19件 (10.6%)、「3時間」12件 (6.7%)

b 「4時間以上」が50件 (28.9%)

(イ) 理容所・美容所

a 「4時間」132件 (37.9%)、「2時間」31件 (8.9%)、「3時間」22件 (6.3%)。

b 「4時間以上」122件 (35.1%)

② 時間数の拡大

ア 年間

(ア) 養成施設

a 「拡大する必要がある」39件 (21.7%)、「拡大する必要がない」51件 (28.3%)、「どちらとも言えない」90件 (50.0%)

b 「拡大する必要がある」39件の理由は、「経験力・実践力」が16件 (41.0%)

c 「拡大する必要がない」51件の理由は、「現状で十分」が12件 (23.5%)

(イ) 理容所・美容所

a 「拡大する必要がある」70件 (20.1%)、「拡大する必要がない」75件 (21.6%)、「どちらとも言えない」175件 (50.3%)

b 「拡大する必要がある」70件の理由は、「十分に指導する時間が足りない」が16件 (22.9%)

c 「拡大する必要がない」75件の理由は、「60時間で十分」18件 (24.0%)

イ 1日当たり

(ア) 養成施設

- a 「拡大する必要がある」87件(48.3%)、「拡大する必要がない」28件(15.6%)、「どちらとも言えない」65件(36.1%)
- b 「拡大する必要がある」87件の理由は、「1日の流れを把握する必要がある」が30件(34.5%)
- c 「拡大する必要がない」28件の理由は、「現状で十分」が6件(28.6%)

(イ) 理容所・美容所

- a 「拡大する必要がある」114件(32.8%)、「拡大する必要がない」56件(16.1%)、「どちらとも言えない」148件(42.5%)
- b 「拡大する必要がある」114件の理由は、「十分な指導ができない」が37件(32.5%)
- c 「拡大する必要がない」56件の理由は、「現行時間で十分」が10件(17.9%)

【ポイント】

- ① 「1日当たり」及び「年間」の実習時間を何時間とすれば、実践能力を身につけることが可能か。
- ② 通信課程の生徒の実務実習時間について、昼間課程と同程度の時間数とすることがきでるか。
- ③ 実務実習の必要性が鑑みれば、最低時間を設けるべきではないか。
- ④ すべての養成施設で実務実習を義務付ける必要があるか。
- ⑤ 平成7年の改正により、形骸化したことを理由に実地修練を廃止し、養成施設内で行うこととされた考え方に逆行しないか。

【検討の方向】

生徒の習熟状況に応じた実施計画に基づき実務実習を実施することを基本とし、即戦力となる理容師又は美容師を養成するため、実務実習時間を拡大する方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 規定創設の考え方

ア 教科課程見直し検討会において、連続あるいは断続的に最低2週間から最大15週間分にあたる時間を学校が設定する旨の意見が出され、その後の検討会において、事務局より1日当たり5時間、合計300時間を超えない範囲で行うものとする旨の提案がなされた。

イ その後の制度見直し検討会において、詳細な議論の内容は不明だが、最終的に事務局より提示した1日当たり2時間、年間60時間を超えない範囲で行うとされた。

ウ 1日当たりの時間については、4時間程度あったほうがよいとの意見が出された。

② 他資格制度 別紙のとおり

③ 専修学校

ア 専修学校(高等課程及び専門課程)においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修(高等課程)、生徒が行う大学又は短期大学における学修(高等課程)その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該課程における授業科目の履修とみなすことができる。(専修学校設置基準)

イ アの文部科学大臣が別に定める学修は、次に掲げる学習とする。

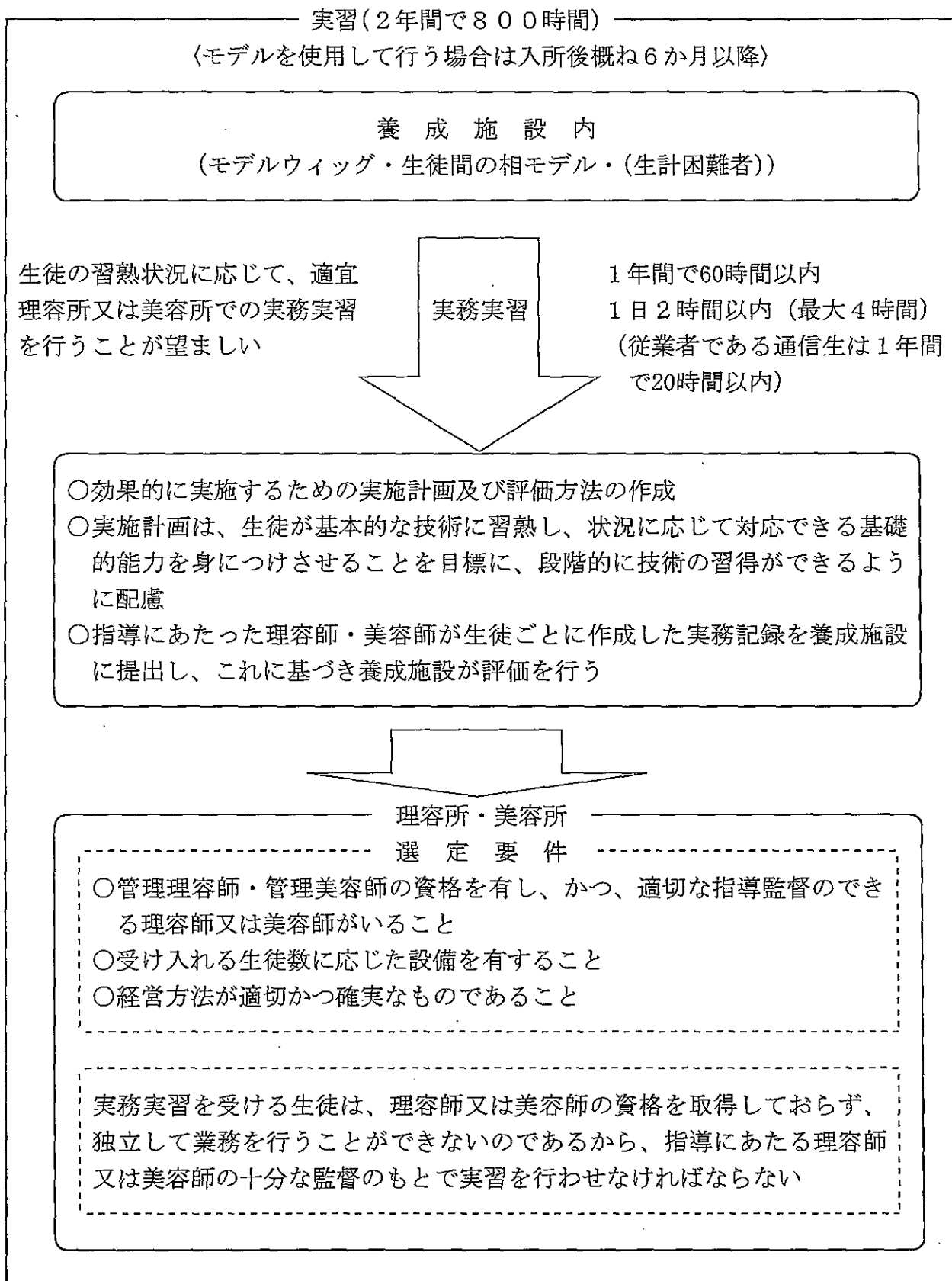
継続的に行われる活動(当該生徒の在学する専修学校の教育活動として行われるものを除く。)のうち、次に掲げる学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの。(文部省告示)

- ・ ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動

ウ アより当該課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、当該課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。(専修学校設置基準)

(第3-4 実務実習のあり方)

実務実習の概要



(第3-4(1) 実務実習時間)

他資格制度における実務実習時間

		実 習 時 間
衛 生 関 係	管理栄養士	校外実習を行うべき科目は、臨床栄養学、公衆衛生学及び給食管理とされ、その履修単位は、それぞれ <u>1単位以上</u> であること。
	調理師	1年課程、夜間課程及び高等学校における校外実習の履修は <u>60時間を限度</u> とすること
医 療 関 係	言語聴覚士	実習時間の <u>3分の2(320時間)</u> 以上は病院又は診療所において行うこと
	視能訓練士	臨地実習については、 <u>10単位以上</u> は病院等において行うこと
	臨床検査技師	臨地実習については、実習時間の <u>3分の2以上</u> は医療機関において行うこと

(2) 理容師又は美容師の適切な指導監督の実施について

1人の理容師又は美容師が多数の実務実習生を同時に指導・監督している状況があるとの意見があり、養成施設が作成した実施計画に基づく適正な実務実習の確保が図られていないおそれがあることから、1人の理容師又は美容師が指導できる実務実習生の数を規定する必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 養成施設は、実務実習を効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法とを作成しなければならない。（平成10年通知）
- ② 実務実習の指導は、養成施設が作成した実施計画に基づいて、当該理容所・美容所の理容師・美容師が行う。（平成10年通知）
- ③ 実務実習を受ける生徒は、理容師の資格を取得しておらず、独立して業務を行うことができないのであるから、指導にあたる理容師・美容師の十分な監督のもとで実習を行わせなければならない。（平成10年度通知）
- ④ 指導にあたった理容師又は美容師は、生徒ごとに作成した実務記録を養成施設に提出し、これに基づいて養成施設が評価を行う。

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P27、P100〕

- ① 実施状況
 - ア 養成施設
 - 「1人」104件 (57.8%)、「2人」49件 (27.2%)、「3人」14件 (7.8%)
 - イ 理容所・美容所
 - 「1人」196件 (56.3%)、「2人」96件 (27.6%)、「3人」11件 (3.2%)、「4～5人」8件 (2.3%)
- ② 指導される望ましい実習生数
養成施設は、「1人」96件 (53.3%)、「2人」63件 (35.0%)、「3人」13件 (7.3%)、「4人」2件 (1.1%)、「9人以上」2件 (1.1%)
- ③ 1人の理容師又は美容師が同時に指導できる数
理容所・美容所は、「1人」112件 (32.2%)、「2人」158件 (45.2%)、「3人」38件 (10.9%)、「4～5人」9件 (2.6%)

【ポイント】

- ① 1人の理容師又は美容師が適正に指導することが可能な実務実習生は何人か。
- ② 1人の理容師又は美容師が指導できる実務実習生の数を制限することにより、実習先となる理容所又は美容所の確保が困難とならないか。

【検討の方向】

実務実習生が行える理容行為又は美容行為は自ずと限界があることを踏まえ、指導にあたる理容師又は美容師1人が、適正に指導監督できる実務実習生の数を2人以下とする旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

他資格制度 別紙のとおり